

IEEJ NEWSLETTER

No.105

2012.6.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目次

0. 要旨 — 今月号のポイント
1. 大震災と内外エネルギー情勢
 - ①総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論
 - ②電力システム改革を巡る議論の概要
 - ③今夏の需給検証をめぐる議論の概要
2. EV 急速充電規格を巡る日本と米欧の確執
3. EUETS 制度改訂の背景と影響
4. 中国ウォッチング：自動車産業政策の動向
5. 中東ウォッチング：政治日程が目白押しとなった 2012 年 5 月
6. ロシアウォッチング：プーチン新政権の発足と注目される極東開発

0. 要旨 — 今月号のポイント

1-① 総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論

エネルギーミックスの選択肢について議論が行われ、「早期に原発ゼロ」「原発比率を低減させるが、2030年以降は再検討」「一定比率の原発を維持」「市場にて需要家が選択(2030年の数字は示さず)」の4つ選択肢案、及び参考(原子力35%)が、「エネルギー・環境会議」に提出されることになった。

1-② 電力システム改革を巡る議論の概要

第5回専門委員会では、全面自由化問題と送電部門広域化・中立化の選択肢に関する議論が行われた。全面自由化については、一定の経過措置導入の上で実施の方向で議論がまとまった。後者については、機能分離(ISO)と法的分離の2案が示され、議論が行われた。

1-③ 今夏の需給検証を巡る議論の概要

需給検証委員会では電力会社の算定した需給評価について第三者的検証が行われた。その結果、原子力の再稼働が無い場合には、特に西日本地域を中心に電力不足となり得るという結論が得られた。今後はエネルギー・環境会議で示された節電率に基づき、実効性のある節電に取り組む必要がある。

2. EV急速充電規格を巡る日本と米欧の確執

米欧自動車メーカー8社がEV急速充電の独自規格を発表し、先行する日本を牽制してきた。これを受けて、国際規格の主導権争いをあおる向きもあるが、EV市場への影響は限定的と思われ、冷静な対応を望みたい。

3. EUETS 制度改訂の背景と影響

EUでは、EU域内発着の航空機へのCO2排出削減規制の導入や、低迷する市場価格を踏まえ炭素価格維持のための市場介入的な制度導入など、EUETS制度の内容に関わる検討が進行している。EU独自の取り組みではあるが、将来の国際炭素市場への影響から、市場関係者の注目が集まっている。

4. 中国ウォッチング：自動車産業政策の動向

政府は、「電動自動車科学技術発展第12次5カ年計画」と「省エネと新エネ自動車産業発展計画(2012～20年)」を相次いで決定した。EVを中心とする電動自動車の技術開発と産業育成を加速し、自動車「大国」から「強国」への変貌を成し遂げる戦略を鮮明にした。

5. 中東ウォッチング：政治日程が目白押しとなった2012年5月

中東各国において、5月は、イラン核協議、GCC諮問サミット、エジプト大統領選、イスラエル大連立政権の誕生、玄葉外務大臣の中東諸国歴訪等、政治日程が目白押しとなった。そのいずれも決着や方向性が定まっていないことから、引き続き喧噪に満ちた6月となるだろう。

6. ロシアウォッチング：プーチン新政権の発足と注目される極東開発

プーチン大統領の就任式に続き、新内閣と大統領府の陣容が発表された。なかでも、極東の地域経済に精通し、北東アジア諸国との太いパイプをもつイシャエフ元ハバロフスク地方知事が新設の極東発展相に任命されたことは、注目に値しよう。

1. 大震災と内外エネルギー情勢 :

① 総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論

エネルギー基本計画の見直しを審議している基本問題委員会の第 20 回会合 (4 月 26 日) から第 25 回会合 (5 月 28 日) までが開催された。第 18 回で提示された電源ミックスの選択枝案を中心に議論が行われ、第 25 回会合において、「エネルギー・環境会議」に提出する選択枝に関しての中間報告案が承認された。

第 21 回では、5 つの研究機関による経済分析の結果が提示された。原発 0%~35% の各選択枝における GDP や電力価格等の影響を試算したもの。原発 0% 案では、GDP は基準比 1.0~5.0% で低下との試算結果。「前提が揃っていない」「結果に違和感あり」等の意見があり、モデルの特徴や前提について整理して示すことになった。

選択枝の議論に関しては、第 18 回に示された 5 案に、40 年廃炉を実施する場合の原子力 15% という選択枝案が追加された。これらをもとに、「国民にわかりやすく」「メッセージ性が必要」「選択枝として数が多すぎる」との意見から、集約する方向で議論が進められた。その結果、原発 35% 案は「脱原発政策とは異なるため外すべき」「温暖化対策、セキュリティの観点から残すべき、また、経済影響評価を国民に情報提供することが必要」の両意見があり、最終的には委員長裁定で参考扱いとなった。

「エネルギー・環境会議」に提出する選択枝案は、以下の通り。

選択枝 1 : 早期に原発をゼロにする (2030 年に原発 0%、再エネ 35%)

選択枝 2 : 原発比率を低減させるが、2030 年以降は再検討 (各 15%、30%)

選択枝 3 : 一定比率の原発を維持する (各 20~25%、25~30%)

選択枝 4 : ベストミックスは市場にて需要家が選択 (2030 年の数字は示さず)

参考 : 現状程度の原発設備容量を維持する (各 35%、25%)

弊所理事長の豊田委員の意見主旨は次のとおり。完璧なエネルギーはない。原子力のもとより、省エネ、再エネ、火力すべてに良い点、悪い点がある。方法論においても、分散型がベストでもなく、集中型がベストでもない。バランスをとるのが現実的。

今後は、2020 年における温暖化対策の中期目標について議論を行う予定。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループ マネジャー 末広 茂)

1-② 電力システム改革を巡る議論の概要

電力システム改革専門委員会第4回会合が4月25日に開催され、競争の促進と広域化について検討を行った。①供給区域を超えた電力供給に関する障壁の撤廃、卸電力取引市場を通じた競争活性化、②供給力の広域的な有効活用を図るための仕組み、③送配電部門の中立性、電源間の公正競争のためのルール・仕組みなどの論点が、主な検討の対象であった。今回はフランスの送電会社 RTE 社のプレゼンやそれに関する質疑応答に時間を要し、委員からの意見表明も限定的であった。以下、議論のポイントを整理する。

電力消費と発電量を一致させる同時同量を維持するための、不足の場合に支払うインバランス料金が、新電力にとって参入障壁となっているとの見方がある。そこで電力業界から提案のあったリアルタイム市場の活用でインバランス料金の透明化を図ることが重要である点について概ね了解が得られた。但し、リアルタイム市場の仕組みについては委員により考え方が異なる模様である。それ以外の点については議論の時間が不十分であったこともあり、具体的な方向性を見出すまでに至らなかった。

続いて、電力システム改革専門委員会第5回会合が5月18日に開催され、①全面自由化と需要家の保護策、②送電部門の広域化・中立化の選択肢が議論された。全面自由化に関して、需要家保護等の観点も含め反対や危惧を述べる委員が少なかったことから、原則として全面自由化実施で議論はまとまった。なおその際、一定期間の移行期間を設けて料金規制を撤廃し、別途最終保証サービス等の保護策を検討することとなった。委員として、筆者からは、全面自由化移行に際しては様々な課題が起こる可能性があることから、詳細設計をしっかりと行うことが重要である旨、指摘させて頂いた。

送電部門の広域化・中立化について、事務局から、①全国組織を設置することを前提として、送電部門を機能分離し各地域に支部を置く ISO 案と、②人事・予算等の独立性確保策を措置した上で、法的分離された送配電組織の設置案、の二つが示された。所有権分離も可能性として排除しないとしつつ、この2案について議論があったが、どちらの案が良いかについては様々な見解が示され、一定の合意は得られなかった。筆者からは、両案につき、実現可能性・合理性について一層の議論と確認が必要と指摘させて頂いた。

なお、電気事業連合会から示された実需給1時間前までに取引を行うリアルタイム市場についても議論が行われた。何をもってリアルタイム市場と呼ぶのかについても、その具体的な仕組みについても委員により考え方が異なる状況に変わりはない。

(電力石炭ユニット 電力グループマネージャー 小笠原潤一)

1-③ 今夏の需給検証を巡る議論の概要

国家戦略室に需給検証委員会が設置され、4月23日から5月12日にかけて6回開催され、今夏の電力需給の状況について電気事業者から提出された需給評価の妥当性について第三者的な検証が行われた。将来に関する電力需給評価手法については、国際的には、評価時点で確実に供給力として見込める量と想定される需要規模を比較し、供給予備率が十分確保されているかを基本的な基準としている。今回の需給評価でもこれは同様であり、手法の点では、国際的にも遜色ないと評価できる。

需給検証委員会では事前に必要な供給予備率を7%程度と認定した。7%のうち3%は当日の気温変動等に伴う需要増に備え、4%~5%は景気変動や計画外電源停止等に対応するために必要な量としている。供給側では停止中の発電所、揚水発電、火力の増出力運転、高気温下での出力低下、自家発の更なる活用等、供給力の上積みの可能性について検証が行われたが、概ね現状評価は妥当との結論を得た。

需要側では猛暑時を想定することの妥当性、既に定着している節電量、需給調整契約等が検証された。猛暑を想定することについては、今回の検証は想定されるリスクの中で需給バランスが維持されるかであり、妥当とされた。また定着した節電量について多くの意見が出されたが、試算方法等についても概ね了承が得られた。以上を踏まえ、今回の需給の検証の結果として、電気事業者間の融通の活用により計画停電回避のための取り組みを織り込んでおり、原子力発電の再稼働が無い場合には、特に西日本において電力不足となることもリスクとして想定されるという結論が得られた。

今回の取りまとめ結果については、まず評価基準となった供給予備率7%については、①現在運転中の火力発電には老朽火力も多いこと、②長期稼働状態で補修が十分でないものも多いが、平年的な発電所事故率で評価している模様であること、等からリスクを控えめに見ていると言うことができる。また需要面で、定着した節電効果の量は、2011年と2010年の最大電力実績の差分から景気変動効果及び気温変動効果を除いた残差を節電量とし、アンケート調査等より判断した定着率を乗じることで算定している。この評価手法自体は十分に確立されたものではなく、節電量の見込み方に起因するリスクがあることから、需要増加リスクも控えめに見ている可能性がある。

需給検証委員会の結論を受け、5月18日のエネルギー・環境会議において今夏の節電目標が設定された。提示された節電目標は2010年の最大電力に対するものであり、同委員会で算定したものと異なる点に注意が必要で、むしろ各地域における需要のキャップ水準を設定したものと言える。今後、夏までの短期間で実効性のある節電対策が出来るかが重要となろう。

(電力石炭ユニット 電力グループマネージャー 小笠原潤一)

2. EV 急速充電規格を巡る日本と欧米の確執

EV (電気自動車) の急速充電方式を巡る議論が喧しい。日本はスマートグリッド関連技術の国際標準化を目指しているが、EV の急速充電器もそのひとつ。2010 年 3 月には東京電力と日本の自動車メーカー 4 社が中心になって、充電方式の標準化と急速充電器の設置拡大を目指す「CHAdeMO (チャデモ) 協議会」を発足させている。日産と三菱の EV 展開に伴い、チャデモ方式の急速充電器は、現在日本で 1,150 箇所、海外で 240 箇所と、順調に導入がすすんでいる。

ところが、ここへきて米 GM や独フォルクス・ワーゲンら欧米自動車メーカー 8 社が、「コンボ」方式という別規格を発表した。チャデモ方式では、家庭などでの普通充電と急速充電時で別々のコネクタが使われるが、コンボでは名前が示すように二種類の充電に同じコネクタが使われる。企画段階に過ぎないこのコンボ方式を欧米勢がここでアピールしたのは、先行する日本勢への牽制に他ならない。

これをもって、日本包囲網だ、ガラパゴス化の再演だ、と危惧する声は大きい。日本が国際標準を巡って繰り返してきた苦い経験を考えると、もっともな反応ではある。「標準を制するものが市場を制する」中、チャデモ協議会のようなアライアンスの拡大努力を深めることは当然の対応だろう。しかし、一方で、過剰な対抗措置が EV の充電技術と市場の健全な発展に水を指さないよう留意することも必要ではないか。

EV にとって充電方式の違いは、瑣末とはいわないが、部分的な仕様の違いにとどまる。EV の市場は現在の 7 万台程度から 2030 年には 1400 万台に拡大するとの試算もある。見込まれる市場規模を考えると、EV を二種類の充電規格で作分けすることも可能に思える。独フォルクスワーゲンは「コンボ方式」を打ち出した 8 社のひとつだが、2013 年半ばに予定する EV の日本市場参入に際してはチャデモ規格を採用すると発表した。

充電方式による EV の作り分けを嫌うのであれば、いっそのこと、急速充電器側にチャデモとコンボ両方式のコネクタを備えさせるという選択肢もある。ガソリンスタンドではディーゼル、レギュラー、ハイオクが共存している。

また、電池の効率や充電速度にはまだまだ向上の余地があり、充電方式についても、チャデモやコンボを越えた、次世代の仕様が求められることもありうる。

多様な選択肢が残されている中、当面は両規格の並存を受け入れつつ、最適な方式を模索し、最終形に収斂させる。その時間は与えられているのではないか。日産のカルロス・ゴーン社長が懸念するように、充電インフラの規格争いを EV 普及の妨げにする愚を冒してはならない。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星尚志)

3. EUETS 制度改訂の背景と影響

2005 年から開始された EUETS (EU 域内排出量取引制度) は、2013 年から開始される第 3 フェーズに向けて様々な制度内容の改訂が検討・決定されてきており、その影響の大きさから国際的な注目が高まっている。

例えば、本年 1 月からは、EU 域内の空港に発着する全ての航空機を CO₂ 排出削減の規制対象とする規制強化が実施されたが、米国や中国など EU 域内での航空機発着に大きな利害関係を持つ各国政府は、一方的な政策措置の導入であるとして経済的制裁行動を検討する状況となっている。また、2013 年以降に EUETS の目標達成に活用できる温室効果ガスの排出削減クレジットは、低開発国 (LDC) でのプロジェクト由来のものに限定するなど、EU 独自のクレジット利用量制限措置を運用することとしている。

そうした中で、現在特に注目されている制度改定がセット・アサイド (Set-Aside) の導入である。セット・アサイドとは、EUETS 参加国政府が排出量取引制度で取引される割当 (EUA) の一定量を留保してその供給量を絞り、市場取引価格が一定の水準に保つようにコントロールする権限を認めるものである。排出量取引制度の本質的な特徴は、取引を通じてより経済効率的に温室効果ガスの絶対量目標を達成することにあるが、セット・アサイドは政府に市場価格の調整機能を持たせて、目標とする炭素価格水準を維持し、事業者による投資行動を促す、ちょうど再生可能エネルギーの買取制度 (FIT) に類似した措置ともいえる。

こうした措置の導入を検討する背景には、現在の炭素市場低迷がある。リーマンショックや欧州の金融危機等による景気の低迷が、EUA やクレジットの需要を低下させ、市場での取引価格が低い水準にとどまっており、温暖化対策等に関する将来的な関連投資活動への影響も懸念されている。そのため、加盟国による市場介入権限を与えることの制度的課題や、実質的には排出目標の強化に繋がるとして反対する声があるものの、市場の活性化を促す目的から、導入に向けた政治的働きかけが継続的に行われている。

国際的な炭素市場の取引金額におけるシェアで 75%超を占めている EUETS の制度変更は、将来的な国際市場の連携や新規に取引制度導入を検討している国での制度設計、ひいては 2020 年以降の国連での新たな枠組みにおけるクレジット等の活用にも影響を与える。そのため、市場関係者の間では、将来的な国際的炭素市場の方向性を占う取り組みの一つとして、その動向が注目されているのである。

(地球環境ユニット 担任補佐・研究理事 工藤拓毅)

4. 中国ウォッチング：自動車産業政策の動向

年間生産・販売台数が 1800 万台を超え、世界 1 の自動車大国に成長した中国に世界の注目が集まっている。その中国で国家科学技術部が 3 月 27 日に「電動自動車科学技術発展第 12 次 5 年計画」を公表し、温家宝首相が主宰する国務院常務会議が 4 月 18 日に国家工業・情報化部作成の「省エネと新エネ自動車産業発展計画(2012～20 年)」を承認した。電気自動車 (EV) を中心とする電動自動車の技術開発と産業育成を加速し、自動車「大国」から「強国」への変貌を成し遂げる戦略を鮮明にした。

技術計画では、EV と燃料電池自動車 (FCV) からなる電動自動車の発展が自動車産業の国際競争力の向上、エネルギー安定供給の確保と炭素削減における重要なアプローチと規定した。2015 年までに、ハイブリッド自動車 (HV) の産業化技術のブレークスルーを実現し、小型 EV を中心とする電動自動車の大規模な商業化モデル事業を行い、2016～20 年には、電動自動車の大規模な産業化を推進するとともに、次世代動力電池と燃料電池の産業化を開始するとした。また、純 EV 乗用車向けの動力電池のエネルギー密度を 120Wh/kg 以上に引き上げ、コストを 1500 元/kWh 以下へ引き下げるなどの数値目標も設定した。一方、産業計画では、電動自動車への構造転換を自動車産業の主な発展戦略として位置付け、EV の産業化を重点的に、HV の普及を力強く推進すると規定した。EV の累積生産・販売量を 2015 年までに 50 万台へ、2020 年までに 500 万台以上へ拡大し、EV 生産能力を 2020 年に 200 万台とする目標を設定した。

政府は補助金による電動自動車の利用促進の実験事業を、2009 年 1 月から北京など 13 都市で法人向けに始め、2010 年 5 月から 20 都市に拡大する一方、深圳など 5 都市で一般ユーザー向けにも乗り出した。しかし、EV を中心とする累積販売量は 2011 年までに 8000 台余りに止まった。先述の 2015 年目標を実現するには、今後 4 年間で 49 万台以上、年平均 12.3 万台以上を生産・販売する必要がある、高いハードルを乗り越えなくてはならない。支援策として、補助金投入による実験事業が継続されるほか、財政部などが 3 月 6 日に電動自動車の自動車税を免除すると決定したが、炭素税の早期導入も有効であろう。

充電施設について、技術計画では、2015 年までに実験地域を中心に充電スタンド 2000 カ所、急速充電器 40 万個を整備する目標を立てた。実現するには、電網事業者や石油業界などの投資意欲を引き出す充電方式の規格統一が必要である。国家標準化委員会などが昨年末に EV 充電装置の国家基準 4 点を、今年 5 月に EV 乗用車の技術条件を決定したが、充電方式の規格を固めていない。充電インフラを充実させるためにも、導入実績を積み上げて国際標準化を獲得するためにも、早急な規格整備が望まれる。その際、日中連携は戦略的互惠となるため、大いに推進すべきである。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李志東)

5. 中東ウォッチング : 政治日程が目白押しとなった 2012 年 5 月

バグダードにおけるイラン核協議は、当初の予定時間を大幅に超える折衝となったが、実質的な合意は得られず、モスクワでの次回会合開催を決定して閉幕した。イランによる安保理決議の遵守こそが出発点と位置付ける P5+1 の立場と、決議自体の違法性に加え、濃縮に関する権利を主張するイランとの間の隔たりは大きい。さらに、27%の高濃縮ウランの痕跡がフォルドゥ濃縮設備で検出されたことから、イランの濃縮活動に対する風当たりはますます強まった。開始まで約 1 カ月となった欧米の対イラン制裁の本格適用を前に、その縛りから逃れたいイランと、ユーロ圏への影響拡大への懸念から若干の先送りを目論む EU との間で、当座のところ協議を継続することについて共通の利害関係が存在するが、原則論が支配する中で現状打破に至るようなイニシアチブの発揮は見込めないだろう。

サウジアラビアによるバハレーンの実質的な併合案を、GCC 全域に拡大した「アラブ湾岸連合」案は、GCC 諮問サミットの中で議論されたものの、今後、時間をかけて討議することとなった。「アラブの春」以降、サウジアラビア等の裕福な産油国に財政支援を仰がざるを得ないバハレーンやオマーンに対する救済策と見ることもできるが、シーア派住民の大衆運動に手を焼くバハレーンや、アブ・ムーサ島を含む 3 島の領有権をめぐるイランと対峙する UAE の立場を考慮に入れれば、イランの脅威に対抗するための手段と考えることの方が理に適っている。

昨年の「革命」から 1 年 4 カ月を経て、エジプトで待望の大統領選挙が 5 月 23 日と 24 日に実施された。候補者の中で票が割れた結果、決選投票に勝ち残ったのは、元外相のムーサ氏でも、民主リベラル派の候補者でもなく、ムスリム同胞団が推すムルシ自由公正党党首と、ムバーラク政権最後の首相となったシャフィーク氏であった。イスラーム色が強まることへの懸念から、世俗派やコプト教徒等がムルシ氏に警戒感を抱く一方、軍出身であり、前政権の色が付いているシャフィーク氏に対する青年層の嫌悪感は強い。来月 16 日、17 日の決選投票は、国民の結束を強めるのではなく、分断傾向を深めることとなりそうだ。

イスラエルでは最大野党カディーマを取り込んだ大連立が成立し、パレスチナ問題を始めとする重要決議事項に対する万全の備えが整った。一方、国防関係者や情報筋からは、対イラン攻撃に関する異論や慎重論が噴出しており、主戦論を展開してきたネタニヤフ首相との綱引きの行方が注目される。なお、わが国の玄葉外務大臣は、中東諸国歴訪の一環としてイスラエルを訪問し、リーベルマン外相との会談において、核開発を続けるイランに対する経済制裁の効果を説明する一方、イスラエルによる性急な軍事行動に対してけん制が行われた。

(中東研究センター長・理事 田中 浩一郎)

6. ロシアウォッチング：プーチン新政権の発足と注目される極東開発

5月7日、ウラジーミル・プーチンの大統領就任式が挙行された。新大統領（任期6年）は、21日にドミトリー・メドベージェフ新首相が提出した新内閣名簿の承認、22日には大統領府メンバーを任命する大統領令に署名をした。大統領府には18名中7名がプーチン前首相率いた内閣から横滑りした。新内閣では、15名の新顔のうち、イーゴリ・シュヴァロフ第一副首相と副首相6人のうち4名、その他外相や財務相を含む6名の閣僚が前内閣から留任し、プーチン大統領色の濃い陣容となった。

新たに設置された閣僚ポストとして注目されるのが、ヴィクトル・イシャーフ極東連邦管区大統領全権代表が兼任する極東発展相だ。他の諸地域の社会経済問題を所管する地域発展省から独立して設置された。イシャーフ大臣は、旧ソ連が崩壊した1991年から2009年4月に同全権代表職に任命されるまでハバロフスク地方知事を務めた。同氏は従来から、モスクワの極東地域政策が不十分な点を非難してきた人物として知られる。

プーチン大統領は、就任式当日に署名した「長期的国家政策に関する大統領令」の中で、本年9月のAPECウラジオストク会合に先立つ7月1日までに極東開発の加速化案を策定するよう新内閣に命じた。極東地域の包括的な社会経済発展プログラム策定の歴史は、計画経済であったソ連時代に遡るが、2000年代以降も3度改訂された。しかしながら、毎回、中途半端な実施結果のまま次の長期計画で焼き直されるという経緯を繰り返してきた。

ロシア国内では、極東の経済開発方法をめぐり、国家による積極的な産業政策が不可欠という立場と、市場経済の論理をより重視する立場が拮抗している。プーチン大統領も、イシャーフ大臣も前者であるが、今後は極東地域の経済開発をめぐる連邦政府が介入する度合いがますます強まる可能性が高い。

極東地域はロシア全土の36%の面積を占めるが、人口は4%しかおらず、地域内総生産と外資参入は共にロシア全体の5%を占めるに過ぎない。本格的な経済開発には、積極的な外資の誘致と国内資本の大規模な東方移動が不可欠である。日本、中国、韓国との長年にわたる太いパイプをもつ同大臣は、これまで周辺国からの外資の誘致が期待するほど拡大してこなかった理由を熟知するが、果たして、新たな投資環境整備策を打ち出せるのであろうか。現在国家院で審議されている、大統領府直属の「東シベリア・極東開発公社」（仮称）の設立案や「東シベリア・極東開発法」案の行方と合わせて、注視していく必要がある。

（戦略研究ユニット 国際動向・戦略分析グループ 主任研究員 伊藤庄一）